

業務規程【ローン電子記録サービス用】の一部改定について<新旧表>

(下線部変更箇所)

旧	新
<p>第5条 (記録の禁止)</p> <p>1 当社は、次の各号に掲げる事項に係る記録を行わないものとする。</p> <p>(1) 質権設定記録</p> <p>(2) 分割記録（譲渡記録、支払等記録、強制執行等記録とともにするものを除く。）</p> <p>(3) 次の①又は②を主たる債務とした保証記録</p> <p>①電子記録保証債務</p> <p>②特別求償権に係る債務</p> <p>(4) 保証記録、分割記録又は譲渡記録に関し、その回数を制限すること</p> <p>2 当社は、発生記録において、法第16条第2項第15号に掲げる事項として、前項第1号から第3号までに掲げる <u>事項</u> を記録する。</p>	<p>第5条 (記録の禁止)</p> <p>1 当社は、次の各号に掲げる事項に係る記録を行わないものとする。</p> <p>(1) 質権設定記録</p> <p>(2) 分割記録（譲渡記録、支払等記録、強制執行等記録とともにするものを除く。）</p> <p>(3) 次の①又は②を主たる債務とした保証記録</p> <p>①電子記録保証債務</p> <p>②特別求償権に係る債務</p> <p><u>(4) 記録機関変更記録</u></p> <p><u>(5) 保証記録、分割記録又は譲渡記録に関し、その回数を制限すること</u></p> <p>2 当社は、発生記録において、法第16条第2項第15号に掲げる事項として、前項第1号から第4号までに掲げる <u>電子記録をしない旨</u> を記録する。</p>
<p>第26条 (業務規程の変更)</p> <p>本業務規程を変更する場合には、当社の取締役会決議を経た上、主務大臣の認可を受けるものとする。</p>	<p>第26条 (業務規程の変更)</p> <p>1 本業務規程を変更する場合には、当社の取締役会決議を経た上、主務大臣の認可を受けるものとする。</p> <p><u>2 当社は、本業務規程を変更する場合には、速やかに、当社又は請求代行者のインターネットのウェブサイト</u>に1か月以上掲載する方法<u>その他の当社所定の方法により利用者に対して当該変更の内容を周知するものとする。</u></p> <p><u>3 本業務規程の変更後に利用者が当社を利用した場合には、変更後の本業務規程の内容を承認したものとみなすものとする。</u></p>

<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本業務規程は、平成23年9月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>本業務規程の平成24年8月付変更は、平成24年8月31日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>本業務規程の平成25年7月付変更は、平成25年7月1日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本業務規程は、平成23年9月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>本業務規程の平成24年8月付変更は、平成24年8月31日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>本業務規程の平成25年7月付変更は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>本業務規程の平成29年4月付変更は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>
---	--